

令和2年（行ウ）第16号住民訴訟事件

原告 小林美知ほか

被告 町田市長

令和5年7月21日

原告ら訴訟代理人

弁護士 千葉 恒久

同 針ヶ谷 健志

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

## 原告準備書面（24）

本書面では、裁判所による求釈明に関連して、各支出の違法性について補充的な主張をおこなう。合わせて、裁判所の補助参加人らに対する求釈明に関連して原告らの意見を述べる。

### 第1 まちだ市民クラブ

#### 1 ガソリン代の支出（C14-410、-416）

C14-410	12/28	河辺	3,000	3,000	21.90L 給油 ENEOS（南野SS）	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不 自然な給油	12 — 1	17	右 下
C14-416	03/12	河辺	3,000	3,000	22.73L 給油 ENEOS（町田木曾店）	ガソリン代 全額違法 ・支払い状況に関する不 自然な給油	12 — 1	22	左

上記の2件の支出は、河辺議員によるガソリン代の支出であるが、以下のとおり

不自然な支出状況が認められる。

すなわち、2014年度の同議員のガソリン代の領収書からは、以下の表に示すように、同議員がENEOSのガソリンスタンドで給油した際には、ENEOSのTカード（下4桁6989）、もしくは、トヨタファイナンスのTS3カード（下4桁9×××）のいずれかを呈示している。前者はENEOSの会員向けカードであり、ENEOSスタンドであれば使用に応じたポイントが付与される。付与されたポイントは、ENEOSスタンドの他、提携している様々な店舗においても支払い時に利用することができる。後者はクレジットカードであり、自動車に関する利用はもちろん、日常の買い物や旅行などでもポイントが付与される。付与されたポイントは、提携している様々な店舗で支払い時に利用することができる。同議員はこれらのカードを日常的に持ち歩き、給油のたびに呈示していた。同議員が給油をおこなったにもかかわらず、あえてカードを呈示しない、ということは極めて考えにくい。

C14-393	04/22	3,801	ENEOS（町田木曽店）24.06L 給油	9	左	ENEOSTカード6989
C14-394	05/09	3,000	ENEOS（町田木曽店）18.87L 給油	10	左	ENEOSTカード6989
C14-395	05/19	3,672	ENEOS（町田木曽店）23.24L 給油	10	中	ENEOSTカード6989
C14-397	06/03	3,000	ENEOS（町田木曽店）18.87L 給油	11	中	ENEOSTカード6989
C14-398	06/17	3,779	ENEOS（町田木曽店）23.62L 給油	11	左	ENEOSTカード6989
C14-399	07/01	3,872	ENEOS（町田木曽店）23.90L 給油	12	左	ENEOSTカード6989
C14-400	07/17	3,832	ENEOS（町田木曽店）23.80L 給油	12	中	TS3カード9590
C14-401	08/05	3,812	ENEOS（町田忠生店）23.68L 給油	13	中	ENEOSTカード6989

C14-402	08/22	3,853	ENEOS（南野SS）23.64L 給油	13	左	ENEOSTカード6989
C14-405	09/24	3,870	ENEOS（町田木曾店）24.34L 給油	14	中	ENEOSTカード6989
C14-406	10/11	3,000	ENEOS（町田木曾店）19.11L 給油	15	右	ENEOSTカード6989
C14-407	10/29	3,426	ENEOS（町田木曾店）23.15L 給油	15	左	ENEOSTカード6989
C14-408	11/14	2,000	ENEOS（町田木曾店）13.33L 給油	16	左	ENEOSTカード6989
C14-409	12/11	3,000	ENEOS（町田木曾店）21.43L 給油	17	中	ENEOSTカード6989
C14-410	12/28	3,000	ENEOS（南野SS）21.90L 給油	17	右下	現金フリー
C14-411	01/21	2,944	ENEOS（町田木曾店）23.55L 給油	19	右	ENEOSTカード6989
C14-414	02/17	2,569	ENEOS（町田木曾店）20.72L 給油	20	右	ENEOSTカード6989
C14-416	03/12	3,000	ENEOS（町田木曾店）22.73L 給油	22	左	現金フリー
C14-418	03/31	4,000	ENEOS(Driveセルフ南大沢店) 30.77L 給油	22	中	ENEOSTカード6989

表 2014年度の河辺議員のENEOSスタンドにおける給油状況

こうした事実には照らせば、上記のC14-410とC14-416の給油は、同議員ではなく他の者が給油をおこなったと強く推認され、かかる給油が政務調査の目的でなされたと認めることはできない。

## 2 年度末のパソコン等の購入（C15-578～580）

市民クラブが、年度末に、パソコン等の高額機器を連続して購入したことについて

て、購入の必要性を認める余地はないことについてはすでに原告準備書面13（79頁以下）にまとめた。原告は、かかる購入が剰余金の返還を免れるためのものであることを指摘したが、市民クラブもその点についてはこうした動機があったことを否定しておらず、「未消化の政務活動費があるため、上記複数の議員が、せつかなら、これを機会に当該事務機器を新調することを一斉に決意したとしても、何ら不自然ではない」（市民クラブ準備書面（5）42頁）などと、苦しい弁解に終始している。

パソコンは故障などが起きることが多い機器であるが、非常に高額な機器であるため、故障などを契機に買い替えをおこなうことが多い。ところが、上記の購入は、3人の所属議員がほぼ一斉に、複数の大型家電店で購入する、という経緯をたどって行われており、こうした経過からは未消化の活動費を消化すること、すなわち、剰余金の返還を免れることが購入の主たる目的であったことを強く示唆している。市民クラブは「老朽化」に言及するが、従前の機器はいつ購入したものであり、どのような支障があったのかについてまったく何の主張立証もおこなっていない。こうしたなかで、購入の必要性を認めることは明らかに困難である。

なお、市民クラブは、今回、C15-578と同580の購入物の内訳書を提出したが、運用指針（乙33・24頁）では、備品について「品名、契約先、契約期間、契約金額が確認できる書類は会派で保管するものとする」と定めており、購入時の資料は会派が保管していなければならなかったはずである。さらに、後日の訴訟で購入した消耗品の内訳を明らかにしたとしても、「領収書に物品等の名称を具体的に記載する」という同指針の要求を満たしたことはない。

上記運用指針（34頁）では、購入金額が3万円を超える備品については、「備品管理票」を整備して「常に善良な管理」を行うことを義務付けている。こうした備品は「原則として会派室に設置する」とされている。所属議員に貸し出しを行うことは許容されているものの、その場合は「備品管理票により、貸出し先等を明確」にすることを要求している。市民クラブは、今回、裁判所の釈明に対し、上記のパソコン機器を会派室ではなく各議員が所持・使用していたことを認めたが、備品管理票（甲227）には、こうした貸出についての記録が全く存在しない（管理票の「貸出の確認」という欄に戸塚議員の名前が記入されているが、これは同議員が会派の代表者であったため同議員の名前が記入されたものであって、同議員が購入機器を会派室外

で使用することを意味する記述ではない)。こうした備品管理票からは、同会派が事務機器の購入についてだけでなく、購入した機器の管理においても極めて杜撰な管理をおこなっていたことが明らかになっている。

### 3 新たに提出された丙D60号証1・2について

小関議員による「サナリイ」なる業者に対する一連の支出が極めて不自然であることについては、すでに原告準備書面(13)73頁以下、同(15)28頁以下、同(21)14頁以下で詳細に述べたとおりである。

今回提出された丙D60号証の1・2についても、こうした不自然さが等しくあてはまる。すなわち、前回の準備手続期日で指摘したように、同書証は8年間も書類の山に埋もれていたとはとても思えないような、極めて鮮明な印刷物であるうえ、一連の支出のうち、2つの支出についてだけ資料が「見つかった」というのも極めて不自然である。さらに言えば、補助参加人は、本件訴訟を遂行するにあたりサナリイ関連の資料を何度もあたってはらずであるのに、結審の間際になって上記訴訟が突然「見つかる」というのも通常であれば極めて考えにくい経緯である。

加えて、丙D60号証の2は他の領収書との内容(日付)が齟齬している。

すなわち、同請求書には

「納入期日 2014/7/25 受渡場所 貴事務所 取引方法 現金」

との記載があるが、C14-565の領収書の日付は、平成26年7月20日となっている。

また、今回の訴訟の対象にはなっていないが、新聞折り込み代金(株式会社アベ企画)の領収書(甲12-3、419頁)には、「7/10チラシ新聞折り込み代金」という但し書きがある。この但し書きからすると、小関議員が作成したチラシは、7月10日ころに新聞折り込みで配布されたことになるが、これは丙D60号証の2に記載された「納入期日」とは全く合致しない。

以上のように、本件では、丙D60号証の2の「納入期日」とは矛盾する領収書が2通も存在していることからしても、丙D60号証の2の信ぴょう性は極めて乏しいと言うほかない。

市民クラブは、断片的な資料の提出を繰り返しているが、資料の提出によって支出の不自然さがさらに明確になっていると言える。

## 第2 保守連合

### 1 ガソリン代（H16-249）の支出の違法性について

上記支出は、ガソリン代ではなく、ガソリンスタンドにおいて何らかのサービスの提供を受けた対価（作業料）の支払いである。

政務活動費運用指針（乙34・25頁）では、燃料費に関し、「洗車料、ワックス、メンテナンス費用は含まないものとする。」と定めているが、上記支出はこの定めを反しており、使途基準に適合したものとは言えない。所有する自動車のメンテナンスのための支出を政務活動のために生じたものと認めることができないのは当然であり、支出額の全額が違法である。

## 第3 自由民主党

### 1 ケレス関連の事務費（J15-425、-426）について

J15-425	08/18	熊沢	61,992	株式会社 ケレス	・営業実態不明の取引先・請求書、納品書等証拠書類なし ・みずほ銀行ATMより振込のご利用明細書。手書きで「封筒代」のメモのみ	9-5	568	上 右
J15-426	12/22	熊沢	139,320	株式会社 ケレス	・営業実態不明の取引先・請求書、納品書等証拠書類なし ・手書き領収書。「封筒代」とある	9-5	609	

上記の各支出に関する裁判所の求釈明に対し、自民党は「熊沢議員が市政報告を送る際に使用していた封筒の封筒代、封筒への印刷代としての支出である」との説明をおこなった。

しかしながら、熊沢議員が「封筒」の購入時期の前後に、市政報告を送ったことを示す資料は政務調査費の領収書綴りの中には全く存在しない。自民党の平成27

年度の広報費の領収書綴り（甲 9 - 3）（3 4 5 頁）には、熊沢議員の以下の2つの領収書があるが、いずれも封筒の購入時期とは全くずれている。

5月22日 ユ) アスクへの振込の明細票（ポスティング代とのメモ）

5月26日 株式会社アベ企画の領収書（活動報告印刷とのメモ）

これらの領収書の後の頁（3 4 6～3 4 9 頁）には、同議員の市政報告（『あやり通信 4』平成 2 7 年度号外）が添付されており、上記のポスティング代と印刷費はこの報告に関するものであることがわかるが、J 1 5 - 4 2 5 と - 4 2 6 の購入時期とはまったく合致しない。同議員が別の市政報告を印刷したとすれば、その印刷費が政務調査費として計上されるはずであるが、そのような計上は全く存在しない。

以上の諸事実に照らせば、「市政報告を送るための封筒代の購入である」という自民党の説明は全く信ぴょう性が欠けると言うほかない。政務調査費運用指針では、消耗品の支出に関して、「消耗品を購入した場合は、領収書に物品等の名称を具体的に記載するものとする」と定めているが、熊沢議員の上記の2支出についてはこうした記載が全く存在せず、その時点ですでに運用指針に明確に反している。消耗品の購入時には、納入業者あるいは販売店の納品書・領収書が添付されるのが通常であり、そうした書面を添付すれば運用指針の要求は容易に満たすことができる。「ケレス」という事業者の実在性が全く認められないことはこれまで主張立証したとおりであるが、事業者からの購入でありながら納品書も存在しない、というところに正常な支出ではないことがすでに表れている。そのような不自然極まる支出について、政務調査との合理的関連性を認めることはできない。

以 上